宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要刊行規程

平成15年10月1日 制定 平成20年2月6日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター運営委員会(以下「委員会」という。)が編集し、刊行する教育実践総合センター研究紀要(以下「研究紀要」という。)の投稿及び刊行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第2条 研究紀要には、教育実践についての理論的、実証的研究 (環境教育、国際理解教育及び情報教育等の通教科的広領域教育及び教育課程に関する研究、 各教科・道徳等の授業研究、 教育方法・教育技術・教材教具の開発等に関する研究、 いじめ・不登校・学校不適応等に関する教育臨床的研究や生徒指導等に関する研究、 教育実習や大学における授業改善に関する研究など)に関わる論文等を掲載する。ただし、未公刊のものに限る。

(刊行)

- 第3条 委員会は、年1回研究紀要を刊行する。
- 2 委員会は、必要に応じ、教授会の議を経て、特別号を刊行することができる。

(投稿者)

- 第4条 研究紀要には、次に掲げる者が投稿することができるものとする。
 - (1) 教育文化学部教員及び附属学校園教員
 - (2) 教育文化学部教員又は附属学校園教員との共同研究執筆者
 - (3) その他委員会において投稿をすることを認めた者

(投稿編数及び投稿枚数)

- 第5条 投稿は、1執筆者につき、1編とする。ただし、共著の場合は、この限りではない。
- 2 執筆可能枚数は、1編につき、刷り上がり15ページまでとする。

(投稿の申込み)

- 第6条 投稿の申し込みは「教育実践総合センター研究紀要投稿申込書」に原稿を添えて、毎年、 1月10日までに委員会に提出するものとする。
- 2 申込みの締切は、期日を厳守し、締切後は、原則として受理しない。なお、いったん受理した原 稿は、校正まで返却しない。
- 3 共同研究の論文等は、共同研究者全員の氏名等を列挙して申し込むものとする。

(校正)

第7条 校正は、執筆者が行うこととし、再校までとする。

(別刷)

第8条 別刷は、50部までとする。

(刊行費)

第9条 刊行費は、学部共通経費とする。

(その他)

- 第10条 紀要に掲載された投稿物の著作権は、本学部に帰属する。ただし、著者が掲載論文を利用する限りにおいては学部の許可を必要としないものとする。
- 第11条 原稿の提出方法及び書式等については、「宮崎大学教育文化学部紀要執筆要領」を、論文等 内容の責任及び掲載の承認については、「研究紀要編集方針についての覚え書き」を準用するもの とする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。